

住民監査請求の結果の公表

第1 請求書の提出

令和3年1月27日

第2 請求の要旨

福祉サービスの利用者（請求人の母親）と事業者間の問題に関する県の対応について、その対応を県から委任されている顧問弁護士の群馬県代理人としての資質に瑕疵があり、当該顧問弁護士に報酬を支払うことは、群馬県及び群馬県民にとって損失であることから、群馬県知事に対し、当該顧問弁護士との委託契約を破棄し、これまで支払った報酬の返還を求めるなど、必要な措置を講じるように勧告することを求める。

第3 監査委員の判断（請求人に通知した内容）

1 監査委員の判断

本件措置請求を却下する。

2 理由

本件措置請求において、請求人は、福祉サービスの利用者（請求人の母親）と事業者間の問題に関する県の対応について、その対応を県から委任されている顧問弁護士の群馬県代理人としての資質に瑕疵があることから、当該顧問弁護士に報酬を支払うことは、群馬県及び群馬県民にとって損失であるとして、群馬県知事に対し、当該顧問弁護士との委託契約を破棄し、これまで支払った報酬の返還を求めるなど、必要な措置を講じるように勧告することを求めていると解される。

地方自治法第242条（昭和22年法律第67号。以下「地自法」という。）に規定する住民監査請求は、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とし、その対象とされる事項は、同条第1項に規定する事項、すなわち、普通地方公共団体の執行機関又は職員における違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実に限られている。

しかしながら、本件措置請求は、総じて福祉サービスの事業者に対する苦情対応の問題として判断すべきであり、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実を対象としているとは認められない。

よって、本件措置請求は、その余を判断するまでもなく、地自法第242条第1項に規定する請求要件を欠き、不適法である。

以上